謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会(以下「この法人」という。) が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的にする。

(謝金対象者)

第2条 この法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる会議は、理事会がこの法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 この法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金 を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として 謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

- 第7条 会議出席謝金の単価は、1 時間当たり 2,000 円とする。会議出席謝金は、会議開催時間 15 分を単位として支給し、会議開催時間に 15 分未満の端数を生じたときは、15 分に切り上げて処理するものとする。
 - 2 代表理事は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。
 - 3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条 1 項 の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を 400 字詰めに換算して、400 字詰め当たり 1,600 円とする。なお、400 字未満は 400 字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の 1.5 倍として計算した額とする。

- 2 代表理事は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の 原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第9条 講師謝金の単価は次の表を上限とする。ただし、理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、次の表の講師謝金の単価を増額することができる。

講演・講義講師謝金表

(単位:円)

大 学	民間企業	地方公共団体	その他団体	1日当り	1回当り	1時間当り
大学教授	会社会長•社長	知事・市町村長	会長・理事長	50,000	30,000	15, 000
大学准教授	部長	部長	副会長	40,000	20,000	10,000
大学講師	課長	課長	事務局長	30,000	15, 000	7, 500
大学助教	係長	課長補佐	役員	20,000	10,000	5,000
大学助手	主任	係長	シニア・リータ゛ー	15,000	7,000	3, 500

- ※宿泊を伴う場合の支払対象となる時間は移動時間を除く実働日数とする。
- ※時間単価を適用する場合の時間は2時間未満とし、それ以上の時間の場合は、原則として1回当りを適用する。
- ※時間単価を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- ※作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の職位や階層の一般的な定義がない個人 については、依頼分野における経験年数を考慮し、執行理事会で決定する。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第10条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

(改正)

第11条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めのない事項については代表理事の専決事項とする。

附則

- 1. この規程は、平成25年7月16日から施行する。
- 2. この規程は、平成28年9月20日の理事会で改正し、平成28年9月20日から施行する。